

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000862 南相馬市文書共有システム借上げ
	履行場所	南相馬市議会事務局及び南相馬市役所
	種類	賃貸借
相 手 方	名称	東京インタープレイ株式会社
	代表者	代表取締役 米田 英輝
	所在地	東京都 中央区 日本橋2-10-8 日本橋日光ビル7F
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該システムは、平成30年度にプロポーザルによる業者選定を実施し、当該事業者と契約をしたものである。</p> <p>当該システムは、当該事業者が開発したシステムであり、議員及び事務局、執行部がクラウドサーバに保存した各種計画や会議資料などの文書データ等をタブレット端末機等で単独・共有して閲覧することができ、加えて当該文書データ等にメモとして記録を残す機能を備えたものである。</p> <p>議員及び執行部は、議会に関わる資料や各種会議等の資料を本システムに保存し対応しているが、その際に文書データに調査及び会議の内容に関するメモを残しており、諸会議等の重要な資料である。</p> <p>特に議会においては、審査等の際に過去の資料を確認または対比しながら審査するため、メモを残した資料がタブレットで簡便に閲覧できることは今後の議会対応において不可欠であることから、当該システムを開発した当該業者との随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 〔 議会議会事務局議会事務局 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000898 南相馬市議会議員一般選挙ポスター掲示板購入
	履行場所	選挙管理委員会事務局
	種類	物品
相 手 方	名称	株式会社アテナ事務機
	代表者	代表取締役 板橋 英作
	所在地	宮城県 仙台市宮城野区 日の出町二丁目2-8
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該ポスター掲示板は、選挙活動用ポスターのサイズに適合を要する特別なものであり、同製品を短期間で準備可能な業者は、選挙業務に精通し長年にわたり本市への同製品の購入実績がある上記業者のみであるため、上記業者と随意契約をするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 選挙管理委員会選挙管理委員会事務局選挙管理委員会事務局 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。